

プロバイダ責任制限法検証WG第8回 議事要旨

1. 日時：平成23年4月21日（木）10：00～12：00
2. 場所：総務省11階 11階会議室
3. 出席者（敬称略）
 - (1) 構成員
長谷部 恭男（主査）、森田 宏樹（主査代理）、大谷 和子、佐伯 仁志、島並 良、平野 晋、山本 和彦
〈欠席〉
山下純司
 - (2) オブザーバ
内閣官房知的財産戦略推進事務局
法務省民事局参事官室
文化庁著作権課
 - (3) 総務省
原口電気通信事業部長、高崎情報通信政策総合研究官、鈴木消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、長瀬消費者行政課課長補佐
4. 議事
 - 1 開会
 - 2 議題
 - (1) 報告書（案）について
 - (2) その他
 - 3 閉会
5. 議事概要
 - (1) 報告書（案）について
資料1について事務局から説明が行われた。その後の質疑応答は、概要以下のとおり。
（長谷部主査）
誤って送信防止措置を行った場合の民事責任について、プロバイダ等が本来有害ではないものを送信防止したことについて有害であると信じたことに相当の理由がある場合には民事責任が生じることがないということをわかりやすく書いたほうが親切ではないか。
（事務局）
承知した。
（島並構成員）
送信防止措置を講じなかった場合に刑事責任が追及された事例についてであるが、

順を追って具体的な裁判例を挙げて頂いたほうがいいのではないか。別紙で刑事事件について裁判例を挙げて頂いているのは承知しているが。

(事務局)

承知した。

(長谷部主査)

構成員から意見がないようであれば、事務局のほうから議論してほしい点があれば出していきたい。

(事務局)

発信者情報の開示請求関係で、権利侵害の明白性という要件をどのようにして捉えるかということに関して訴訟法的観点と実体法的観点についての記載であり、一見少々わかりにくくなっている部分であるが、おそらく学問的にもいろいろ検討しなければならないところであると思われるし、実務的にもこのように考えることができるかというようなところもいろいろご議論があるかというような部分であるので、そもそも報告書というかたちで記載させていただくのは適当であるのか、また記載するとしてどのような書きぶりが適切であるのかという点についてご検討して頂ければと考えている。

(森田構成員)

趣旨はだいたい理解できるが、それをどのように表現するかというレベルの問題がある。「疎明」や「認定レベル」という表現が証明度の高低を表しているようにも見えるが、そうするとなぜこの場合に証明度が低くて足りるのかというような誤解を招く恐れがあると考えられる。ここでは違法性阻却事由の不存在を含むか、含まないかというのが権利侵害の明白性というところの、権利侵害というのが権利侵害そのものだけであって権利侵害プラス違法性阻却事由の不存在というものが含まれるという解釈論をすべきかどうかということであるが、あくまでプロバイダに対する発信者情報開示請求において要件とされているのは権利侵害の明白性であるから、言い換えると違法性阻却事由の不存在の明白性ということになる。これに対して、発信者と被害者との間で仮に不法行為の訴訟が起きた場合に主張される対象となるのは権利侵害あるいは違法性阻却事由の不存在そのものであって、この立証責任は発信者の側で負うということになっており、要件が違法性阻却事由の不存在と違法性阻却事由の不存在の明白性で違っているわけである。この明白性という言葉の意味であるが、これは現在の4条の逐条解説にあるように明らかというのは権利が侵害されたことが明白であるというわけであるが、違法性阻却事由については阻却事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味するとなっている。よって情報開示を求める側は一応違法性阻却事由があるとは言えないだろうということが、ある程度確からしいということまで言えば良いわけであって、違法性阻却事由不存在そのものを立証する必要はないということであるから、そういう意味では実質的にみると証明主題が違うわけであるから違法性阻却事由の不存在そのものについての厳密な立証が要求されるわけではなくて、それと比べればやや証明度は実質的に軽減されたのと同じことになるという趣旨のことも述べたものであるだ

ろうと考えられ、そこをどのように表現するかということであると思う。若干付言すると似たような問題は他にもあり、不法行為の分野でいわゆる相当程度の可能性という法理があり、たとえば死亡との間の因果関係を立証することはできないけれども、ある時点において生存していた相当程度の可能性が70～80パーセントであると死亡との因果関係が蓋然性をもって立証されたということになるが、そこまではいかなる相当程度の可能性がある場合であっても最高裁はそれ自体がひとつの法益であると捉え、不法行為の成立を認めているわけである。この場合は相当程度の可能性が蓋然性をもって証明されたと、30パーセントの生存可能性が蓋然性をもって証明されれば良いということになり、実質的にはこれによって立証責任の負担を軽減していると最高裁も説明しているところであるから、ある同じ要件についての証明度を軽減するというよりは、要件がこの発信者と被害者との間の訴訟とプロバイダと被害者との間の発信者情報開示請求の訴訟とでは異なっているということに伴って、実質的には違法性阻却事由の不存在を対象に含めたとしてもそれほど酷ではないだろうということはこの部分では言いたいのだろうと私は理解している。その観点からみると適切な表現に変えれば、ここで言おうとしたことの内容そのものはそれほどおかしいことではないと考えている。

(長谷部主査)

伺っていてなかなか難しい問題だとは思いますが、殊更このように書くことの適切さというのはどのようなものか。

(森田構成員)

理屈も含めて説明したが、ここでなぜ書き換えておきたいかという違法性阻却事由の不存在まで含めてしまうと、非常に厳密な立証を要求することになり酷ではないかということに対してそうではないという、そういう懸念に対しての一定の応答を示すということであるが、それだけ書けばいいということであればここでいう違法性阻却事由の不存在を含めるということは、この不法行為の成立を阻却させる事由をうかがわせるような事情が存在しないことを立証すれば足りるということで、現在の逐条解説に書いていることであるから、それを確認的に書いておけばよいということではないかと思う。理論的なことは置くとして、実際はこれを含めたとしてもそれほど酷ではないということがわかるような文章であれば、なんとか書けるのではないだろうか。

(長谷部主査)

それではそのような方向で考えていけばよいと思う。

(事務局)

承知した。

(大谷構成員)

発信者情報の開示請求関係の携帯電話の個人識別番号について言及しているところで、結論などについては全く問題ないが、個人識別番号の秘匿性に関する記述をもう少し工夫できないか。個人識別番号についてはその秘匿性の高さについてまだ様々な議論があるし、携帯電話事業者がそれらの情報を発信したり、それを蓄積し

たりすることについてもまだまだ議論が尽きないところであるので、この個体識別番号の秘匿性の高さについて触れることはもちろん必要であると思うが、それが相対的に例えば発信者の氏名や住所と比べた場合、またその他の機微な情報と比べた時に格別に秘匿性が高いものではないというようなニュアンスで書いていただければ納得性が高いと思われるので、個体識別番号が個人情報ではないので自由に使えるというような印象をこの文脈だけで与えてしまうのはよろしくないのではないかと思いますのでご検討頂きたい。

また、通信履歴の保存義務に関する記述について、保全要請があった場合には保全義務が発生するのかどうかについては言及しなくてもよいのか。保存と保全について区別して書かれているが、区別して書いているということの説明が加わると、より理解しやすいのではないかと思います。

(事務局)

承知した。

(平野構成員)

プロバイダ等が個別の情報流通を知らない場合の責任について、責任制限を否定した裁判例に対して批判的な内容になっている部分があるが、裁判例と言っている以上、裁判所を慮って記載しなかったことを書いたほうが読者には親切なのではないか。

(長谷部主査)

書かないほうがよいという考え方もあるかもしれないが、ご検討頂きたい。

(事務局)

考えさせていただきたい。

(内閣官房知的財産戦略推進事務局)

確認させていただきたいのだが、この報告書の中でガイドラインの見直しについて発信者情報開示のガイドラインと名誉棄損・プライバシーのガイドラインの見直しについては触れて頂いているが、著作権ガイドラインや商標権ガイドラインについて見直す予定はあるのか。

(事務局)

あくまで今回の報告書に関しては総務省の総合通信基盤局長の諮問機関という形の諸問題研のWGであるので、民間が作成しているガイドラインに関してどこまで強く言えるかということもある。そういったこともあり、記載ぶりについても神経をとがらせて「望ましい」というような表現をしている。逆に言えば、民間の自主的な取組であるということもあり、そこを何らかのかたちで縛るというのはできる話ではない。もちろん我々としてもヒアリングの席上、権利者団体の話を伺ったうえで書かせて頂いているところであるので、そういった趣旨を含んだ記載になっているという自負はある。

なお、そのようなヒアリングでご意見を聞いた中では名誉棄損・プライバシー関係については若干古くなっているという話があり、発信者情報開示についてはいくつかご要望があったところであるが、著作権や商標権の関係については特に要望はな

かったと認識していたので、このような案にさせて頂いたところである。

(内閣官房知的財産戦略推進事務局)

48ページに「各種ガイドラインについても、裁判例の蓄積に合わせた改訂を行うことが望ましく」という記述があるが、この中には幅広く著作権や商標権も含まれているという理解でよろしいか。

(事務局)

読み方の問題であるのでどこまでと答えるのは難しいが、本文にある裁判例の蓄積にあわせた改訂というのは先ほど申し上げた2つのガイドラインであると考えている。一方で、「今後も、適宜改訂を行っていくことが肝要」という部分はより一般的な記述であるから、一般的にも今後見直しをしていくことが肝要というのはこの記述から読めるのではないかと考えているがいかがか。

(長谷部主査)

適切なサポートは総務省が行っていくと理解している。

(2) その他

本WGの報告書(案)については、本日の議論を踏まえ必要な修正を行った上で、次回「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の際に、長谷部主査から報告すること、修正については、主査一任とすることについて、構成員了解。

以 上